

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 7月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第44号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～20 略				別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項 1～20 略			
21 栗林公園観光事務所				21 栗林公園観光事務所			
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等		所長等	課長等
1 都市公園法関係事務（栗林公園に係る事務に限る。） 法…都市公園法 条…香川県都市公園条例 規…香川県都市公園規則	(1)～(6) 略				(1)～(6) 略		
	(7) 商工奨励館又は舟遊場の利用の許可又は当該許可事項の変更の許可をすること。（条7条の2、規20条の5）	略			(7) 集会所又は舟遊場の利用の許可又は当該許可事項の変更の許可をすること。（条7条の2、規20条の5）	略	
	(8)～(10) 略				(8)～(10) 略		
	(11) 公園を利用することができる時間を変更すること。（規8条）	○	○		(11) 舟遊場を利用することができる時間を変更し、又は利用することができない日を設けること。（規13条の3第2項、規13条の4）	略	
	(12) 商工奨励館又は舟遊場を利用することができる時間を変更し、又は利用することができない日を設けること。（規10条の5第2項、規10条の6、規13条の3第2項、規13条の4）	略			(12) 集会所又は舟遊場の利用の許可等を取り消し、又は利用の停止を命ずること。（規21条）	略	
	(13) 駐車場に入場し、又は駐車場から出場することができる時間を変更すること。（規11条第2項）	○	○		(13) 略		
	(14) 商工奨励館又は舟遊場の利用の許可等を取り消し、又は利用の停止を命ずること。（規21条）	略					
(15) 略							
22～32 略				22～32 略			

附 則
この規則は、平成27年8月1日から施行する。